

## 【 障害区分・種目表 】

	区分番号	障害区分	自由形			背泳ぎ			平泳ぎ			バタフライ			リレー	4×25m メドレーリレー
			25m	50m	100m	25m	50m	100m	25m	50m	100m	25m	50m	100m		
肢体不自由	1 上肢	1 手部切断	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎
		2 片前腕切断、片上肢不完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎
		3 片上腕切断、片上腕完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎
		4 両前腕切断、両上肢不完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎
		5 両上腕切断、両上肢完全、片前腕・片上腕切断	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎
	1 下肢	6 片下腿切断、片下肢不完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎
		7 片大腿切断、片下肢完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎
		8 両下腿切断、両下肢不完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎
		9 両大腿切断、両下肢完全、片下腿・片大腿切断	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎			◎	◎
	1 上下肢	10 片上肢切断・片下肢切断、片上肢不完全・片下肢不完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎			◎	◎
		11 多肢切断、片上肢完全・片下肢完全、両上肢不完全・両下肢不完全	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎			◎	◎
	1 体幹	12 体幹	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎
2 脳原性麻痺以外の車椅子使用	13 第7頸髄まで残存	◎	◎	◎	◎			◎						◎	◎	
	14 第8頸髄まで残存	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎	
	15 座位バランスなし	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎	
	16 座位バランスあり	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎	
3 脳原性麻痺	17 四肢麻痺(車いす常用)、上肢に著しい不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎	◎			◎						◎	◎	
	18 両下肢麻痺、上肢に軽度の不随意運動を伴う走不能	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎	
	19 片側障害で片上肢機能全廃	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎			◎	◎	
	20 その他の片側障害で走不能	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎	
	21 その他	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎	
4	22 浮具使用	◎	◎	◎	◎			◎						◎	◎	
視覚障害	23 視力0から光覚弁まで	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎	
	24 視力手動弁から0.03まで、視野5度以内	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎	
	25 その他	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	26 聴覚障害	◎	◎	◎	●	○	◎	●	○	◎	●	○	◎	◎	◎	
知的・精神障害	27 知的・精神障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

\* 身体障害者 ◎…1部・2部、○…1部、●…2部

\* 知的・精神障害者 ◎…女子・男子(4年齢区分)

\* リレー、メドレーリレーは年齢区分をしない。

## 【 障害区分の説明 】

- 障害または障害区分が重複している場合には、同一の障害または障害区分で参加しなければならない。
- 肢体不自由者の障害区分
  - 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、いずれか一肢の障害として区分する(両下肢が7級の切断の場合は、片下腿切断に区分する)。
  - 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上(多肢)や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない(左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する)。
  - 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
  - 一側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
  - 関節離断は、上位の部位の切断として扱う(肘関節離断の場合は、上腕切断となる)。
  - 完全とは、上肢や下肢の大きな3つの関節の機能が損傷を受け、下肢の場合は補装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
  - 脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障害をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
  - 下肢の切断や欠損等による車椅子使用者は、「座位バランスあり」に区分せず切断の区分を適用する。
  - 座位バランスの判定は、「へそ」の位置での知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。
- 視覚障害の視力は、両眼の和ではなく、良い方の視力で判定される。また、視野は、5度とそれ以上に区分される。